

■ 地形分類図について

地形分類図は、土地の「成り立ち・生い立ち・形」で色分けした地図であり、災害を引き起こす自然現象に対する土地の潜在的な可能性を知ることができます。土地履歴調査では、自然状態の地形によって土地を区分した地図（自然地形分類図）の上に、人間が造成した土地の状況を示した地図（人工地形分類図）を重ね合わせ表示した地図を「人工地形及び自然地形分類図」と呼んでいます。

桜井地区の「人工地形及び自然地形分類図」は、以下の方法により作成しました。

1. 自然地形分類図は、以下の既存資料を参考に、空中写真判読により作成を行いました。
奈良県（1983）： 5万分の1土地分類基本調査（地形分類）「奈良 大阪 東北部 大阪東南部（いずれも奈良県域）」
判読に使用した空中写真は、M265（昭和22.4.26、米軍撮影）、M498（昭和22.9.23、米軍撮影）、M1194（昭和22.10.19、米軍撮影）、M30-T2（昭和26.12.30）
2. 人工地形分類図は、2万5千分の1地形図「大和郡山」「桜井」（平成19年更新）の読図及び空中写真（MKK-2004-2X、国土地理院撮影）の補足判読により作成したもので、おおむね平成16年時点の地形の状況を反映しています。
3. 本図の東半分範囲は、調査の対象外です。
4. 本図の作成にあたっては、海津正倫（名古屋大学名誉教授・奈良大学教授）、加藤茂弘（兵庫県立人と自然の博物館主任研究員）、高田将志（奈良女子大学教授）、三田村宗樹（大阪市立大学教授）の各氏のご指導をいただきました。

「この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図、空中写真、数値地図50000（地図画像）、数値地図25000（土地条件）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第534号）」